

3、いじめ／不登校

令和8年4月6日
目黒区立月光原小学校

月光原小学校いじめ防止基本方針

月光原小学校は、以下に示す「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員一丸となって「いじめ0」の実現を図るものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- ① いじめは、「いつ」「どこでも」「だれにでも」おこりうることである。
- ② いじめはいかなる理由があろうとも、いじめるほうが絶対に悪い。
- ③ いじめは絶対に許さない。
- ④ いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。

上記4点を全職員で共通理解し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と密接に連携することにより、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決にあたり組織として対応していく。

2 学校いじめ対策委員会について

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策についての組織としての「学校いじめ対策委員会」を設置する。

※生活指導夕会は、いじめ対策委員会への報を兼ねる。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当学年担任・スクールカウンセラー等で構成する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、自校におけるいじめの防止等の対策について、全ての教職員が一致団結して組織的に対応できるよう、次に掲げる事項等について調査・検討を行うものとする。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握及び情報収集
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の作成
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査
- カ 再発防止に向けた取組の実施

なお、当該組織は、学校いじめ防止基本方針の見直し、学校で計画した取組の進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組みについて、P D C Aサイクルで検証する。

(3) 学校サポートチームの構成員

いじめの問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、校長は「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

いじめは一定の人間関係のある児童の間で起きることから、学校は常に児童一人ひとりの行動の特徴や家庭環境、発達の状況等の理解に努めるとともに、所属集団の状況把握に努め、いじめの防止等を適切に行う必要がある。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こり得ることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人が互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げるような取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
- イ 人権教育や道徳教育の充実による思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成
- ウ 授業を通じた丁寧で分かりやすい授業の実践

- エ 言語活動、体験活動等を通じたコミュニケーション能力の育成
- オ 学校行事・学級経営の充実による望ましい集団活動の展開
- カ 学級活動（係活動や班活動等）の充実による望ましい人間関係の構築に向けた支援
- キ 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実
- ク いじめ問題について児童が主体的に考えるいじめの未然防止等の活動の充実
- ケ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実
- コ 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実
- サ 毎朝の登校班に対する支援及び指導の充実
- シ 休み時間の看護及び指導の充実

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのためには、教職員は日頃から児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、見守りの際のアンテナを高く保つとともに、児童一人一人との信頼関係の構築等に努めて相談しやすい雰囲気を醸成するようにすることが重要である。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。併せて、次のような取組を積極的に行う。

ア 定期的なアンケート調査の実施

学校は年2回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を行う。

イ 定期的な個人面談の実施

学校は、児童と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級のことなどを把握する。

ウ 全教員による校内巡回等をとおした児童の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

エ 学校だよりやホームページ、保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校だよりやホームページ及び保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

オ 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

カ あそび塾、児童館、学童保育クラブ及びランランひろばとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、学校は、あそび塾、児童館、学童保育クラブ及びランランひろばに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

(3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

ア いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケア

イ いじめを行った児童に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援

ウ いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握

エ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連携

オ いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づくいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化

カ 把握した情報に基づく記録の作成と教育委員会への提出及び連携

キ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守り

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次の点に意識しながら積極的に推進していくことが大切である。

- ア 学級担任と特別支援教室担当教員との連携
- イ 教職員の目が行き届く見守り体制づくり
- ウ 全教職員での情報共有

(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処がされるよう次に掲げる取組を行う。

- ア インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施
- イ インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する家庭への啓発
- ウ インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携
- エ 学習用情報端末に関わる学校ルールを守ることの定期的な指導

(6) 年間計画の作成

学校は、いじめ防止等に係る取組について年間計画を作成し、保護者会や学校だより等の様々な機会をとらえて説明していく。

	児童	教職員	保護者等	留意事項等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・対面式 ・学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年間引継 ・基本方針確認 ・SC紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・学校だより ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初にあたり、いじめに関する共通理解の徹底
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる5年生全員面接 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCとのコンサルテーション 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる5年生全員面接 ・いじめに関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開 ・道徳授業地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員面接でのSCとの連携確認と情報の共有化
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯端末等の使用について指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯端末等の使用について指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業日前にSNS等における指導を実施 ・相談窓口紹介プリントの配布
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">セーフティ教室の実施</div>			

9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケート実施 「Stop!いじめ行動宣言」に取り組む。 i-check を実施(5月・10月~11月予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 休業中の情報収集 児童の変化を見取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開 保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回は無記名アンケートを実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> 前期の反省及び後期の目標 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 前期終了後期開始 	<ul style="list-style-type: none"> 新学期に当たっていじめのことを児童に再度意識させる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケートの実施 人権標語づくり 		<ul style="list-style-type: none"> 学校評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等で出てきた内容については即時対応。
12月	<ul style="list-style-type: none"> めぐろ子ども会議の実施 スマホや携帯等の使用について指導 1年を振り返って 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修会実施(いじめ) めぐろ子ども会議参加への取組 児童会との協力・スマホや携帯等の使用について指導 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談での情報収集を実施 学校評価における項目別結果を検討・分析 めぐろ子ども会議を通して、いじめ問題を全校で取り上げ、意識を高める。
1月	<ul style="list-style-type: none"> 新年の目標 	<ul style="list-style-type: none"> いじめにおける基本的事項を再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価を踏まえて、いじめに対する今後の対応を検討
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 進級することを踏まえ、思いやりの心を育成 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の反省と来年度に向けての抱負 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度を視野に入れて児童の情報交換及び共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 特に組替えがあるクラスにおける情報交換を密に行い、クラス編成へつなげる。
通年	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 縦割り班活動 集団登校 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜日に生活指導夕会を実施し共通理解を図る。 道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 図書ボランティア等積極的な学校教育への参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 全校朝会での講話や学校だより等でいじめに関する学校の考えを示す。 縦割り班活動を中心にして心の教育を推進。

4 重大事態への対処について

学校において、いじめによる重大事態が発生した場合は、次のような対処を行う。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

「児童の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

(オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

相当の期間とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校及び教育委員会は重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

(3) 重大事態の調査主体と調査組織

いじめ事案に係る調査は、基本的には学校が行うものであるが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査機関を設置し調査を行う。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織として調査を実施する。

(4) 重大事態の調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。なお、調査に当たっては、次の点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に把握する必要がある。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。その際、個別の事案が外部に明らかになったり、いじめを受けた児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を迅速に止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

いじめがその要因として疑われる場合の自殺の背景調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、

遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

また、当該調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- (ア) 遺族からの要望・意見の聴取並びに遺族への配慮及び説明
- (イ) 他の在校児童及びその保護者に対する配慮と説明
- (ウ) 詳しい調査の実施や調査結果の公表等に関する遺族への提案及び合意
- (エ) 偏りのない資料や情報の収集及び総合的な分析評価
- (オ) 分析評価における専門的知識及び経験を有する者の援助
- (カ) 情報発信・報道対応におけるプライバシーに配慮した正確で一貫した情報発信・報道対応

(5) その他留意事項

重大事態の対処に当たっては、上記のほか、以下の事項についても留意して対応する。

- ア 事案の重大性を踏まえた、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応の検討
- イ 関係のあった児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ウ 地域での児童の見守りや巡回等に関する民生委員、児童委員、主任児童委員等との積極的な連携

(6) 重大事態の調査結果の提供及び報告

重大事態の調査結果については、次のことに留意して結果の提供、報告を行う。

- ア 学校又は教育委員会からのいじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- イ 学校又は教育委員会からの重大事態の調査結果の報告
学校又は教育委員会がそれぞれ教育委員会又は区長に調査結果を報告するに当たっては、いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

(7) 重大事態の調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会による指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。

2 重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

ア 重大事態の調査結果報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、区長は再調査を実施する。

イ いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法により再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置

ア 再調査を実施する機関として「目黒区いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

イ 再調査委員会は当該調査の公平性・中立性を図るため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者により構成する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。

イ 再調査を行った場合は、区長はその結果を区議会へ報告する。